

## 千葉商科大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

千葉商科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神と教育の理念に沿い、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次の通り定める。

本学の研究者(研究に関わる学生を含む)及び事務職員（以下「研究者等」という。）はこれを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」で示されている国や独立行政法人(他府庁省を含む)から交付される研究費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金(学内研究費)も全て含む。